

規則別表（許可基準等）

宮崎市屋外広告物条例施行規則別表（許可基準等）

別表第1（第4条関係）

条例第6条第4号の規則で定める基準

〔 禁止物件並びに禁止地域及び規制地域に許可を受けずに表示できる広告物等のうち、市長が指定する公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物【奉仕広告物】の基準 〕

区 分	基 準
表示面積	0.5平方メートル以内であり、かつ、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の投影面積（広告物が表示されている方向から当該広告物を概観した場合に、当該広告物の外郭線で画された部分を1平面とみなした場合の当該1平面の面積をいう。以下同じ。）の20分の1以内であること。
個 数	1施設又は1物件につき1個であること。
そ の 他	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

※ []：補足説明（以下同様）

別表第2（第5条関係）

条例第6条第5号の規則で定める基準

（禁止物件並びに禁止地域及び規制地域に許可を受けずに表示できる広告物等のうち、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物等（自家用広告物を除く。）【管理用広告物】の基準）

区 分	基 準
表示面積 の合計	1団地の土地又は1物件につき1平方メートル以内であること。
そ の 他	ア 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。 イ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 ウ 回転灯を使用していないこと。

別表第3（第6条関係）

条例第6条第6号の規則で定める基準

（禁止物件並びに禁止地域及び規制地域に許可を受けずに表示できる広告物等のうち、冠婚葬祭、祭礼等のための一時的な広告物等の基準）

区 分	基 準
表示期間	1月以内であること。
そ の 他	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

別表第4（第7条、第12条及び第17条関係）

〔禁止地域及び規制地域の地域又は場所の区分〕

区 分		地 域 又 は 場 所
禁 止 地 域	第1種 禁止地域	1 条例第4条第2号から第4号までに規定する地域又は場所 2 条例第4条第5号に規定する国定公園のうち、自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条の規定により指定された特別地域 3 条例第4条第6号に規定する自然公園のうち、宮崎県立自然公園条例（昭和36年宮崎県条例第12号）第18条の規定により指定された特別地域 4 条例第4条第11号の規定により市長が指定をする地域又は場所であつて、当該指定の際に第1種禁止地域として区分されたもの
	第2種 禁止地域	1 条例第4条第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び風致地区並びに同号に規定する第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域で市長が指定する区域 [☞p7-9・告示1] 2 条例第4条第5号に規定する国定公園のうち、自然公園法第33条の普通地域（市長が指定する区域を除く。） 3 条例第4条第6号に規定する自然公園のうち、宮崎県立自然公園条例第29条の普通地域（市長が指定する区域を除く。） 4 条例第4条第7号に規定する沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木のある区域 5 条例第4条第8号に規定する都市公園の区域 6 条例第4条第14号に規定する官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、国立又は公立の病院及び公衆便所の敷地 7 条例第4条第16号に規定する社寺、教会及び火葬場の敷地 8 条例第4条第9号から第13号まで、第15号、第17号及び第18号の規定により市長が指定をする地域又は場所であつて、当該指定の際に第2種禁止地域として区分されたもの
	第3種 禁止地域	1 条例第4条第1号に規定する第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域（これらの地域のうち第2種禁止地域に指定された区域を除く。） 2 条例第4条第9号から第13号まで、第17号及び第18号の規定により市長が指定をする地域又は場所であつて、当該指定の際に第3種禁止地域として区分されたもの
規 制 地 域	第1種 規制地域	禁止地域並びに第2種規制地域及び第3種規制地域以外の区域
	第2種 規制地域	1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域 2 都市計画法第2章の規定により定められた準工業地域、工業地域及び工業専用地域（これらの地域のうち第3種規制地域に指定された区域を除く。） 3 禁止地域以外の区域のうち、市長が第2種規制地域として指定する区域 [☞p7-9・告示1]
	第3種 規制地域	1 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域（これらの地域のうち第2種規制地域に指定された区域を除く。） 2 都市計画法第2章の規定により定められた準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち、市長が第3種規制地域として指定する区域 [☞p7-9・告示1]

備考 一の地域又は場所が第1種禁止地域と第2種禁止地域、第1種禁止地域と第3種禁止地域又は第1種禁止地域、第2種禁止地域及び第3種禁止地域に該当するときは、当該地域又は場所を第1種禁止地域とし、第2種禁止地域と第3種禁止地域に該当するときは、当該地域又は場所を第2種禁止地域とする。

【全部改正（H23規則25）】

別表第5（第7条関係）

条例第7条第1号の規則で定める基準

[禁止地域及び規制地域に許可を受けずに表示できる広告物等のうち、自家用広告物の基準]

区分	基準					
	第1種 禁止地域	第2種 禁止地域	第3種 禁止地域	第1種 規制地域	第2種 規制地域	第3種 規制地域
表示面積 の合計	1の住所又は事業所、営業所若しくは作業所(以下「1住所等」という。)につき2平方メートル以内であること。	1住所等につき5平方メートル以内であること。		1住所等につき10平方メートル以内であること。		
その他	1 特に景観への配慮が必要な地域又は場所にあつては、その周囲の景観と調和したものであること。 2 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 3 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 5 中間色を中心に色調を整えたものであること。 6 回転灯を使用していないこと。					
	露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用していないこと。			/		
	1 ネオン管を使用する場合はその光源が点滅していないこと。 2 電光掲示板を使用していないこと。					

備考 自己の取扱商品のうち特定の商品の名称の表示面積は、特定の商品の名称と商店の名称等とが同一広告物等の同一平面上に表示されるときは、当該広告物等の1面の面積又は投影面積の2分の1以下であること。

【一部改正（H23規則25）】

別表第6（第8条関係）

条例第7条第2号の規則で定める基準

〔 禁止地域及び規制地域に許可を受けずに表示できる広告物等のうち、講演会、音楽会等の
ための会場施設内の広告物等の基準 〕

区 分	基 準
表示期間	当該講演会、展覧会、音楽会等の開催日の5日前から終了日までの間に限ること。
そ の 他	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

別表第7（第9条関係）

条例第7条第3号の規則で定める基準

〔禁止地域及び規制地域に許可を受けずに表示できる広告物等〕

- 1 自動車の所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商号若しくは商標又は自己の事業、営業等の内容を表示する広告物

〔道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車に表示する自家用広告物の基準〕

区 分	基 準
表示面積	広告物の表示される自動車の前面、後面、右面又は左面のそれぞれの面積の3分の1以内であること。
その 他	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

- 2 前号の広告物以外のもの

区 分	基 準	
乗合自動車に表示する場合	表示面積	0.35平方メートル以内であること。
	個 数	側部左右各2個及び後部1個以内であること。ただし、コミュニティバスのうち、市長が特別の理由があると認めたものにあつては、この限りでない。
	その他	1 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 2 広告物等の規格を統一すること。
タクシーに表示する場合	表示面積の合計	0.35平方メートル以内であること。
	その他	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

備考

- 1 コミュニティバスとは、乗合自動車のうち、地方公共団体又は地域住民が運営主体として運行されているものをいう。
- 2 タクシーとは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

【一部改正（H14規則47、H23規則25）】

別表第8（第11条関係）

条例第7条第7号の規則で定める基準

〔禁止地域及び規制地域に許可を受けずに表示する広告物等のうち、工事現場の仮囲いに表示される広告物【仮囲い広告物】の基準〕

区 分	基 準
表示期間	工事期間中に限り表示されるものであること。
そ の 他	ア 一般の宣伝の用に供されていないものであること。 イ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

別表第9（第12条関係）

条例第8条の規則で定める基準

〔禁止物件に許可を受けずに表示できる広告物等のうち、禁止物件（石垣、送電塔及びタンク等に
限る。）の所有者又は管理者が自己の氏名、名称等を表示する広告物等〕

区分	基準				
	第1種 禁止地域	第2種 禁止地域	第3種 禁止地域	第1種 規制地域	第2種規制地域 第3種規制地域
表示面積 の合計	1平方メートル以内であること。	3平方メートル以内であること。		5平方メートル以内であること。	
その他	1 特に景観への配慮が必要な地域又は場所にあつては、その周辺の景観と調和したものであること。 2 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 3 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 5 中間色を中心に色調を整えたものであること。 6 回転灯を使用していないこと。				
	露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用していないこと。			/	
	1 ネオン管を使用する場合は、その光源が点滅していないこと。 2 電光掲示板を使用していないこと。				

備考 自己の取扱商品のうちの特定の商品の名称の表示面積は、特定の商品の名称と商店の名称等とが同一広告物等の同一平面上に表示されるときは、当該広告物等の一面の面積又は投影面積の2分の1以下であること。

【一部改正（H23規則25）】

別表第10（第17条関係）

条例第5条の許可の基準

〔規制地域において許可を受けて表示できる広告物等の基準〕

1 表示面積の合計等の基準 〔広告物等の種類にかかわらず共通〕

区分	基準		
	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域
表示面積の合計	<p>野立（建植）広告（道標その他公共的目的をもった広告物を除く。）、屋上広告、壁面広告（広告幕を除く。以下同じ。）、屋根面広告、突出広告、塀広告、広告幕又は懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあっては、1住所等につき50平方メートル（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項の大規模小売店舗に該当する事業所（以下「大規模店舗」という。）にあっては、50平方メートルに、当該事業所の店舗面積（同条第1項の店舗面積をいう。以下同じ。）から1,000平方メートルを減じた面積に100分の3を乗じて得た面積を加えた面積）以内であること。</p>	<p>野立（建植）広告（道標その他公共的目的をもった広告物を除く。）、屋上広告、壁面広告、屋根面広告、突出広告、塀広告、広告幕又は懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあっては、1住所等につき100平方メートル（大規模店舗にあっては、100平方メートルに、当該事業所の店舗面積から1,000平方メートルを減じた面積に100分の3を乗じて得た面積を加えた面積）以内であること。</p>	
その他	<p>1 特に景観への配慮が必要な地域又は場所にある場合は、その周囲の景観と調和したものであること。 2 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 3 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 5 中間色を中心に色調を整えたものであること。 6 回転灯を使用していないこと。</p>		
	<p>1 ネオン管を使用する場合は、その光源が点滅していないこと。 2 電光掲示板を使用していないこと。</p>		

【一部改正（H24規則1）】

2 広告物等の種類ごとの基準

(1) 野立(建植)広告物等

広告物等の種類	区分	基準		
		第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域
1 自家用広告物	高さ	地上から広告物等の上端までの高さは、10メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さは、13メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さは、15メートル以下であること。
	表示面積	高さが5メートル以下のものにあつては1面の面積又は投影面積が15平方メートル以内とし、5メートルを超え10メートル以下のものにあつては1面の面積又は投影面積が10平方メートル以内であること。	高さが5メートル以下のものにあつては1面の面積又は投影面積が20平方メートル以内とし、5メートルを超え13メートル以下のものにあつては1面の面積又は投影面積が15平方メートル以内であること。	高さが5メートル以下のものにあつては1面の面積又は投影面積が30平方メートル以内とし、5メートルを超え15メートル以下のものにあつては1面の面積又は投影面積が20平方メートル以内であること。
2 その他の広告物等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さは、10メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さは、13メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さは、15メートル以下であること。
	表示面積	高さが5メートル以下のものにあつては一面の面積又は投影面積が15平方メートル以内とし、5メートルを超え10メートル以下のものにあつては一面の面積又は投影面積が10平方メートル以内であること。	高さが5メートル以下のものにあつては一面の面積又は投影面積が20平方メートル以内とし、5メートルを超え13メートル以下のものにあつては一面の面積又は投影面積が15平方メートル以内であること。	高さが5メートル以下のものにあつては一面の面積又は投影面積が30平方メートル以内とし、5メートルを超え15メートル以下のものにあつては一面の面積又は投影面積が20平方メートル以内であること。
	色彩	広告物の地色には、赤、黄その他けばけばしい色及び暗色を使用せず、赤、黄その他けばけばしい色を表示面積の2分の1を超えて使用していないこと。		
	相互間の距離	その他の広告物等に係る広告物等の相互間の距離は、100メートル以上であること。	その他の広告物等に係る広告物等の相互間の距離は、50メートル以上であること。	

(2) 建築物を利用する広告物等

広告物等の種類	区分	基準		
		第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域
1 屋上広告	高さ	<p>広告物等の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さ(階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分(以下「屋上部分」という。)に設置する場合で、当該広告物等が当該屋上部分の壁面から突出する場合又は当該屋上部分の建築面積が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合には、当該屋上部分の高さを除く。以下この項において同じ。)の3分の1以下であり、かつ、地面から広告物等の上端までの高さは50メートル以下であること。</p>	<p>広告物等の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの2分の1以下であり、かつ、地面から広告物等の上端までの高さは50メートル以下であること。</p>	
	個数	建築物1棟につき1個であること。		
	その他	<p>ア 建築物の最上部の壁面から突き出すものでないこと。 イ 一定の傾斜屋根を持つ屋根面に設置する場合にあっては、棟の高さを超えないこと。</p>		
2 壁面広告	表示面積	1壁面30平方メートル以内であり、かつ、表示する壁面の面積の3分の1以内であること。	1壁面30平方メートル以内であり、かつ、表示する壁面の面積の2分の1(3階以上の建築物に表示し、又は設置する場合にあっては3分の1)以内であること。	
	個数	同一のものは、1壁面につき1個であること。		
	その他	<p>ア 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 イ 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置するものでないこと。</p>		
3 屋根面広告	表示面積	表示する屋根面の面積の3分の1以内であること。	表示する屋根面の面積の2分の1以内であること。	
	その他	<p>ア 屋根面内で表示し、又は設置するものであること。 イ 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置するものでないこと。</p>		

広告物等の種類	区 分	基 準		
		第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域
4 突出広告	高 さ	ア 広告物等の上端は、建築物の高さを超えないこと。 イ 路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.7メートル（国道にあつては、4.5メートル。以下同じ。）以上であること。		
	個 数	1壁面につき2列以下であること。	1壁面につき2列以下であること。ただし、1面の面積又は投影面積が0.5平方メートル以下、広告物等の厚さが0.3メートル以下であり、1階部分に規格を統一したものを設置する場合は、この限りでない。	
	そ の 他	壁面からの突き出し幅は、1.5メートル（道路上の突き出し幅は、1メートル）以下であること。		
5 懸垂幕	幅	1メートル以下であること。		
	個 数	1壁面につき1個であること。	1壁面につき2個以内であること。ただし、同一のものは1壁面につき1個であること。	1壁面につき3個以内であること。ただし、同一のものは1壁面につき1個であること。

(3) 電柱及び消火栓標識柱を利用する広告物等

広告物等の種類	区 分	基 準		
1 電柱広告	高 さ	ア 巻付広告にあつては、地上から広告物等の下端までの高さが1.2メートル以上であること。 イ 袖付広告にあつては、路面から広告物等の下端までの高さが歩道上では2.5メートル以上、車道上では4.7メートル以上あること。		
	表示面積	巻付広告にあつては、1平方メートル以内であること。		
	縦の長さ	ア 巻付広告にあつては、1.5メートル以下であること。 イ 袖付広告にあつては、1.2メートル以下であること。		
	横の長さ	ア 巻付広告にあつては、0.8メートル以下であること。 イ 袖付広告にあつては、0.45メートル以下であること。		
	突き出し幅	袖付広告にあつては、0.6メートル以下であること。		
	個 数	電柱1本につき1個であること。ただし、用途地域にあつては巻付広告1個、袖付広告1個とすることができる。この場合において巻付広告は1面とし、対面禁止とする。		
	色 彩	ア 使用する色は、3色（無彩色を含む。）以下であり、地色は、白色又は淡色に限ること。 イ 文字その他の図柄の色は、けばけばしい色を使用していないこと。		

	その他	ア 袖付広告は、取付け方向が歩道と車道の区分のある道路にあつては歩道側、その区分のない道路にあつては原則として路肩側であること。 イ 電柱に直接塗り書きするものでないこと。 ウ 電柱の支柱及び支線に表示し、又は設置するものでないこと。
2 消火栓標識柱広告	高さ	路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.7メートル以上であること。
	縦の長さ	0.4メートル以下であること。
	横の長さ	0.8メートル以下であること。
	個数	消火栓標識柱1本につき1個であること。
	色彩	ア 使用する色は、3色（無彩色を含む。）以下であり、地色は、白色又は淡色に限ること。 イ 文字その他の図柄の色は、けばけばしい色を使用していないこと。
	その他	ア 消火栓標識柱に巻き付け、又は直接塗り書きするものでないこと。 イ 取付け方向は、歩道と車道の区分のある道路にあつては歩道側、その区分のない道路にあつては原則として路肩側であること。

(4) その他の広告物等

広告物等の種類	区分	基 準		
		第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域
1 アーチ広告	高さ	路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上にあつては3.5メートル以上、車道上にあつては5メートル以上であること。		
	幅	1.5メートル以下であること。		
	その他	ア 国道及び県道以外の幅員9メートル未満の道路に設置するものであること。 イ 常設のものにあつては、主要部分が鉄骨であること。		
2 つり下げ広告	高さ	路面から広告物等の下端までの高さが、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.7メートル以上であること。		
	表示面積	1面の面積又は投影面積が1平方メートル以内であること。		
	厚さ	0.3メートル以下であること。		
	その他	広告物等の規格を統一すること。		
3 移動広告	表示面積の合計	20平方メートル以内であること。		
	その他	自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する広告宣伝用自動車の外面を利用するものであること。		

広告物等の種類	区分	基準		
		第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域
4 広告幕	表示面積	<p>ア 建築物を利用して表示するものにあつては、1壁面30平方メートル以内であり、かつ、表示する壁面の面積の3分の1以内であること。</p> <p>イ 建築物以外の物件を利用して表示するものにあつては、表示面積の合計は、1物件につき30平方メートル以内であること。</p>	<p>ア 建築物を利用して表示するものにあつては、1壁面30平方メートル以内であり、かつ、表示する壁面の2分の1（3階以上の建築物に表示する場合にあつては3分の1）以内であること。</p> <p>イ 建築物以外の物件を利用して表示するものにあつては、表示面積の合計は、1物件につき30平方メートル以内であること。</p>	
	個数	<p>ア 建築物を利用して表示するものにあつては、同一のものは、1壁面につき1個であること。</p> <p>イ 建築物以外の物件を利用して表示するものにあつては、同一のものは、1物件につき1個であること。</p>		
	その他	<p>ア 風雨に耐える素材が用いられているものであること。</p> <p>イ 壁面に表示する場合にあつては、壁面内で表示すること。また、窓等の開口部分をふさいで表示するものでないこと。</p>		
5 気球広告	高さ	地上からアドバルーンの上端までの高さは50メートル以下であること。		
	幅	2メートル以下であること。		
	その他	<p>ア 網を使用するものであること。</p> <p>イ 電柱、煙突その他の施設に接触するおそれのないものであること。</p>		
6 広告旗	表示面積	2平方メートル以内であること。		
	個数	1住所等につき3個以内であること。	1住所等につき5個以内であること。	
	その他	原則として自己の敷地内に表示し、又は設置するものであること。		
7 立看板類	縦の長さ	縦（脚の長さを含む。）2メートル以下であること。		
	横の長さ	1メートル以下であること。		
	その他	同一のものを連続して表示しないこと。		
8 はり紙・はり札類	表示面積	0.5平方メートル以内であること。		
	その他	<p>ア 同一物件又は同一壁面に同種のものを連続して表示するものでないこと。</p> <p>イ 壁面等に表示するものにあつては、表示場所のにり、接着剤等によつてはり付けるものでないこと。</p>		

【一部改正（H23規則25）】

別表第10の2（第17条関係）

条例第9条の2の許可の基準 [禁止地域及び禁止物件に許可を受けて表示できる広告物等]

1 色彩等の基準

区分	基準
色彩	公共的目的をもって表示される部分以外の広告物の表面積の3分の1を超える部分又は地色には、日本産業規格Z 8 7 2 1（以下「Z 8 7 2 1」という。）による彩度が10以上の色彩を使用していないこと。ただし、地域の良好な景観の形成に資するものとして市長が特に認めたものについては、この限りでない。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 特に景観への配慮が必要な地域又は場所にあつては、その周囲の景観と調和したものであること。 2 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 3 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 5 中間色を中心に色調を整えたものであること。 6 回転灯を使用していないこと。 7 映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用していないこと。 8 表示内容について、広告の収益が地域活性化に要する費用の一部に充当される旨等の表示がされていること。

2 広告物等の種類ごとの基準

広告物等の種類	区分	基準
1 街灯柱広告	高さ	路面から広告物等の下端までの高さが、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.7メートル以上であること。
	横の長さ	0.8メートル以下であること。
	個数	街灯柱1本につき1対であること。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> ア 巻き付け又は直接塗り書きするものでないこと。 イ 広告物等の規格及びデザインを統一すること。
2 アーケード等添加広告物	高さ	路面から広告物等の下端までの高さが、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.7メートル以上であること。
	表示面積	1面の面積又は投影面積が1平方メートル以内であること。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> ア 巻き付け又は直接塗り書きするものでないこと。 イ 広告物等の規格及びデザインを統一すること。
3 横断幕	高さ	路面から広告物等の下端までの高さが、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.7メートル以上であること。
	幅	1メートル以下であること。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> ア 広告物を設置することを目的とした装置に設置すること。 イ 広告物等の規格及びデザインを統一すること。
4 バス停上屋等広告物	個数	2個以下であること。
	表示面積	一面の面積又は投影面積が2平方メートル以内であること。

【追加（H23規則25）】

別表第11（第17条関係）

条例第10条の許可の基準 [禁止物件に許可を受けて表示できる広告物等]

[塀の所有者又は管理者が自己の氏名、名称等を表示する広告物等（別表第9に適合するものを除く。）
【塀広告】]

区分	基			準		
	第1種 禁止地域	第2種 禁止地域	第3種 禁止地域	第1種 規制地域	第2種 規制地域	第3種 規制地域
表示面積	一塀面につき5平方メートル以内であり、かつ、表示する塀面の面積の5分の1以内であること。	1塀面につき10平方メートル以内であり、かつ、表示する塀面の面積の3分の1以内であること。		1塀面につき15平方メートル以内であり、かつ、表示する塀面の面積の3分の1以内であること。	1塀面につき15平方メートル以内であり、かつ、表示する塀面の面積の2分の1以内であること。	
個数	1塀面につき1個であること。	1塀面につき2個以内であること。ただし、同一のものは1塀面につき1個であること。	1塀面につき3個以内であること。ただし、同一のものは1塀面につき1個であること。		同一のものは、1塀面につき1個であること。	
表示場所	塀内で表示し、又は設置するものであること。					
その他	1 特に景観への配慮が必要な地域又は場所にあつては、その周囲の景観と調和したものであること。 2 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 3 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 5 中間色を中心に色調を整えたものであること。 6 回転灯を使用していないこと。					
	露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用していないこと。			/		
	1 ネオン管を使用する場合は、その光源が点滅していないこと。 2 電光掲示板を使用していないこと。					

備考 自己の取扱商品のうちの特定の商品の名称の表示面積は、特定の商品の名称と商店の名称等が同一広告物等の同一平面上に表示されるときは、当該広告物等の一面の面積又は投影面積の2分の1以下であること。

【一部改正（H23規則25）】

別表第12（第17条関係）

条例第11条の許可の基準 [禁止地域に許可を受けて表示できる広告物等]

1 条例第11条第1号に規定する広告物等

[自家用広告物（別表第5に適合するものを除く）]

(1) 表示面積の合計等の基準 [広告物等の種類にかかわらず共通]

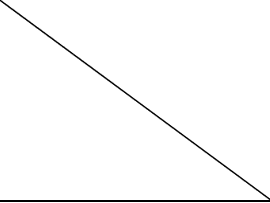
区分	基準		
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
表示面積の合計	1住所等につき10平方メートル以内であること。	1住所等につき15平方メートル以内であること。	1住所等につき30平方メートル（大規模店舗にあつては、30平方メートルに、当該事業所の店舗面積から1,000平方メートルを減じた面積に100分の3を乗じて得た面積を加えた面積）以内であること。
その他	1 特に景観への配慮が必要な地域又は場所にあつては、その周囲の景観と調和したものであること。 2 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 3 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 5 中間色を中心に色調を整えたものであること。 6 回転灯を使用していないこと。 7 露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用していないこと。 8 ネオン管を使用する場合は、その光源が点滅していないこと。 9 電光掲示板を使用していないこと。		

備考 自己の取扱商品のうちの特定の商品の名称の表示面積は、特定の商品の名称と商店の名称等とが同一広告物等の同一平面上に表示されるときは、当該広告物等の一面の面積又は投影面積の2分の1以下であること。

【一部改正（H24規則1）】

(2) 広告物等の種類ごとの基準

広告物等の種類	区分	基準		
		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
1 野立（建植）広告	高さ	地上から広告物等の上端までの高さは、5メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さは、10メートル以下であること。	
	表示面積	1面の面積又は投影面積が3平方メートル以内であること。	1面の面積又は投影面積が5平方メートル以内であること。	1面の面積又は投影面積が10平方メートル以内であること。
	個数	1住所等につき1個であること。		

広告物等の種類	区分	基準		
		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
2 屋上広告	高さ	表示又は掲出できない。	<p>広告物等の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さ（屋上部分に設置する場合で当該広告物等が当該屋上部分の壁面から突出する場合又は当該屋上部分の建築面積が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合には、当該屋上部分の高さを除く。以下この項において同じ。）の5分の1以下であり、かつ、地面から広告物等の上端までの高さは、30メートル以下であること。</p>	<p>広告物等の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の1以下であり、かつ、地面から広告物等の上端までの高さは50メートル以下であること。</p>
	個数		<p>建築物一棟につき1個であること。</p>	<p>ア 建築物の最上部の壁面から突き出すものでないこと。 イ 一定の傾斜屋根を持つ屋根面に設置する場合にあっては、棟の高さを超えないこと。</p>
3 壁面広告	表示面積	表示する壁面の面積の5分の1以内であること。	表示する壁面の面積の3分の1以内であること。	
	個数	1壁面につき1個であること。	同一のものは、1壁面に1個であること。	
	その他	<p>ア 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 イ 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置するものでないこと。</p>		
4 屋根面広告		表示又は掲出できない。		
5 突出広告	高さ			<p>ア 広告物等の上端は、建築物の高さを超えないこと。 イ 路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.7メートル以上であること。</p>
	突き出し幅			<p>ア 壁面からの突き出し幅は、1.5メートル以下であること。 イ 道路上に突き出さないこと。</p>
	個数	1壁面につき1列であること。		

広告物等の種類	区分	基準		
		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
6 つり下げ 広告	高さ	表示又は掲出できない。	路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.7メートル以上であること。	
	表示面積		1面の面積又は投影面積が0.5平方メートル以内であり、かつ、規格を統一すること。	
	厚さ		0.3メートル以内であること。	
7 広告幕	表示面積	建築物を利用して表示する場合にあっては、表示する壁面の面積の5分の1以内であること。	建築物を利用して表示する場合にあっては、表示する壁面の面積の3分の1以内であること。	
	個数	ア 建築物を利用して表示するものにあつては、1壁面につき1個であること。 イ 建築物以外の物件を利用して表示するものにあつては、1物件につき1個であること。	ア 建築物を利用して表示するものにあつては、同一のものは、1壁面につき1個であること。 イ 建築物以外の物件を利用して表示するものにあつては、同一のものは、1物件につき1個であること。	
	その他	ア 風雨に耐える素材が用いられているものであること。 イ 壁面に表示する場合にあっては、壁面内で表示すること。また、窓等の開口部分を塞いで表示するものでないこと。		
8 気球広告	高さ	表示又は掲出できない。	地上からアドバルーンの上端までの高さは50メートル以内であること。	
	幅		2メートル以内であること。	
	その他		ア 網を使用するものであること。 イ 電柱、煙突その他の施設に接触するおそれのないものであること。	
9 懸垂幕	幅	1メートル以下であること。		
	個数	1壁面につき1個であること。		
10 広告旗	表示面積	2平方メートル以下であること。		
	個数	1住所等につき1個であること。	1住所等につき3個であること。	

広告物等の種類	区分	基準		
		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
11 立看板類	縦の長さ	縦（脚の長さを含む。）2メートル以下であること。		
	横の長さ	1メートル以下であること。		
	その他	同一のものを連続して表示しないこと。		
12 はり紙・はり札類	表示面積	0.5平方メートル以内であること。		
	その他	ア 同一物件又は同一壁面に同種のものを連続して表示するものでないこと。 イ 壁面等に表示するものにあつては、表示場所にのり、接着剤等によりはり付けるものでないこと。		

【一部改正（H23規則25）】

2 条例第11条第2号に規定する広告物等

[道標等又は公衆の利便に供する広告物等（電柱、街灯柱に表示するものを除く）]

広告物等の種類	区 分	基 準
1 道標その他 公共的目的を もった広告物	高 さ	広告物等の上端までの高さは3メートル（2以上の店舗、事業所等が共同で設置する場合にあっては、5メートル）以下であること。
	横の長さ	2メートル以下であること。
	表示面積	1面の面積又は投影面積が1の店舗、事業所等につき1平方メートル以内であること。
	表示面積 の合計	1の店舗、事業所等につき2平方メートル以内であること。
	個 数	1の店舗、事業所等につき2個以内であること。ただし、2以上の主要な道路の分岐点付近に表示し、又は設置する場合にあっては3個以内であること。
	色 彩	広告物の地色には、赤、黄その他けばけばしい色及び暗色を使用せず、赤、黄その他けばけばしい色を表示面積の2分の1を超えて使用していないこと。
	そ の 他	ア 店舗、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、事業所等が主要な道路に面していない等その表示又は設置が特にやむを得ないものであること。 イ 主要な道路からの分岐点付近に表示し、又は設置するものであること。 ウ 表示内容は、名称、方向、距離等の案内誘導を行うのに必要最小限度の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。
2 案内図板	高 さ	広告物等の上端までの高さは、3メートル以下であること。
	表示面積	1面の面積又は投影面積が5平方メートル以内であること。
	色 彩	広告物の地色には、赤、黄その他けばけばしい色及び暗色を使用せず、赤、黄その他けばけばしい色を表示面積の2分の1を超えて使用していないこと。

別表第13（第17条関係）

条例第11条の2の許可の基準 [乗合自動車に表示する広告物]

区 分	基 準
表示場所	乗合自動車の側部又は後部に表示されるものであること。
表示面積	広告物の表示される乗合自動車の右側部、左側部又は後部のそれぞれの面積の3分の1以内であること。
台 数	表示面積が広告物の表示される乗合自動車の右側部、左側部又は後部のそれぞれの面積の5分の1を超える乗合自動車にあっては、1の一般乗合旅客自動車運送事業者につき、当該事業者が配置する乗合自動車（使用の本拠の位置が宮崎市内のものに限る。）の台数の5分の1以内であること。
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1 特に景観への配慮が必要な地域又は場所を運行する乗合自動車に表示するものにあつては、地色には、赤、黄その他けばけばしい色を使用せず、その周囲の景観と調和したものであること。 2 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 3 映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用していないこと。 4 窓ガラスに表示していないこと。 5 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号の高速自動車国道を運行する乗合自動車に表示していないこと。

【追加（H14規則47）】

別表第14（第7条、第12条及び第17条関係）

大淀川地区重点景観形成地区における基準

1 縦の長さ等の基準

区分	基準
縦の長さ	4メートル以下であること。
表示面積	1面の面積又は投影面積が20平方メートル以内であること。ただし、広告物を表示し、又は設置する地域又は場所が第3種規制地域であって、かつ、橋公園通りゾーンとして指定された地域以外の地域（以下「橋公園通りゾーン以外の第3種規制地域」という。）である場合は、この限りでない。
色彩	1面の面積が5平方メートル以上の広告物の表面積の3分の1を超える部分又は地色には、次に掲げる色彩以外の色彩を使用していないこと。ただし、当該色彩が、表面に着色を施していない素材を使用した場合における当該素材の色彩であるときは、この限りでない。 (1) Z8721による色相がR及びYRの場合は、Z8721による彩度が4以下の色彩 (2) Z8721による色相がYの場合は、Z8721による彩度が3以下の色彩 (3) Z8721による色相がGY、G、BG、B、PB、P及びRPの場合は、Z8721による彩度が2以下の色彩
その他	1 道路を占有して表示し、又は設置していないこと。 2 映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用していないこと。 3 照明を使用する場合は、広告面を照らす外照式のもの、バックライトにより切り文字部分を浮かび上がらせる間接照明式のもの又は切り文字部分に限った内照式のものとする。こと。 4 露出したネオン管を使用していないこと。 5 ネオン管を使用する場合は、その光源が点滅していないこと。

2 広告物等の種類ごとの基準

広告物等の種類	区分	基準
1 野立広告	高さ	地上から広告物等の上端までの高さは、10メートル以下であること。
2 屋上広告	高さ	広告物等の高さは、4メートル以下であり、かつ、広告物等の上端までの高さは、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる高さ以下であること。 (1) 天神山・愛宕山ゾーンとして指定された地域 標高20メートル (2) 橋公園通りゾーン以外の第3種規制地域 地上から50メートル (3) 前2号に掲げる地域以外の地域 地上から30メートル
	個数	建築物1棟につき1個であること。
3 壁面広告	表示面積	1壁面20平方メートル以内であること。
4 屋根面広告		表示又は掲出できない。
5 突出広告	個数	建築物1棟につき1列であること。

【追加（H21規則41）、一部改正（H23規則25）】

別表第15（第7条、第12条及び第17条関係）

宮崎駅東通り地区重点景観形成地区における基準

1 縦の長さ等の基準

区分	基準
縦の長さ	4メートル以下であること。
表示面積	1面の面積又は投影面積が20平方メートル以内であること。
色彩	<p>1面の面積が5平方メートル以上の広告物の表面積の3分の1を超える部分若しくは地色又は当該広告物を掲出する物件には、次に掲げる色彩以外の色彩を使用していないこと。ただし、広告物を表示し、又は設置する地域又は場所が駅東ゾーンとして指定された地域であるとき、又は当該色彩が表面に着色を施していない素材を使用した場合における当該素材の色彩であるときは、この限りでない。</p> <p>(1) Z8721による色相がR及びYRの場合は、Z8721による彩度が4以下の色彩</p> <p>(2) Z8721による色相がYの場合は、Z8721による彩度が3以下の色彩</p> <p>(3) Z8721による色相がGY、G、BG、B、PB、P及びRPの場合は、Z8721による彩度が2以下の色彩</p>
その他	<p>1 道路を占用して表示し、又は設置していないこと。</p> <p>2 映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用していないこと。</p> <p>3 照明を使用する場合は、広告面を照らす外照式のもの、バックライトにより切り文字部分を浮かび上がらせる間接照明式のもの又は切り文字部分に限った内照式のものとする。</p> <p>4 露出したネオン管を使用していないこと。</p> <p>5 ネオン管を使用する場合は、その光源が点滅していないこと。</p>

2 広告物等の種類ごとの基準

広告物等の種類	区分	基準
1 野立広告	高さ	地上から広告物等の上端までの高さは、10メートル以下であること。
2 屋上広告		表示又は掲出できない。ただし、駅東ゾーンとして指定された地域にあっては、建築物1棟につき1個であり、かつ、広告物等の高さは、4メートル以下であること。
3 壁面広告	表示面積	1壁面20平方メートル以内であること。
4 屋根面広告		表示又は掲出できない。
5 道標その他公共的目的をもった広告物	高さ	広告物等の上端までの高さは3メートル以下であること。
	表示面積	1面の面積又は投影面積が1平方メートル以内であること。
	個数	1住所等又は1団地の土地につき1個であること。
	その他	当該広告物等の設置箇所から案内誘導の目的となる店舗、事業所等までの距離が1,000メートル以内であること。

【追加（H24規則1）】